

提供日 2014/12/25  
 タイトル 静岡県ゆずりあい駐車場制度の実態調査結果  
 担当 健康福祉部 福祉長寿局 地域福祉課  
 連絡先 地域福祉班 TEL 054-221-2844



Shizuoka Prefecture

- ・ 静岡県ゆずりあい駐車場制度の全県実施から約1年半
- ・ 車いすマークの駐車場における不適正な駐車が、42ポイント減少

平成25年2月1日より全県実施をしている「静岡県ゆずりあい駐車場制度」について、実施効果を検証するため、駐車場目視調査やアンケート調査を実施し、結果をとりまとめた。

### 1 調査の概要

【1】	駐車場目視調査	19施設×4日間(平日2日+土日祝2日)、10時～19時 ※制度実施前の調査(H24.10)と同一施設を調査
【2】	利用者アンケート調査	848/1,300件 (回答率 65.2%)
【3】	協力施設アンケート調査	130/200件 (回答率 65.0%)

### 2 結果の概要 (別添「詳細版」参照)

#### (1) 健常者による不適正な駐車が減少

- ・ 制度実施前後で比較して、健常者による不適正駐車は42ポイント(72%→30%)減少【1】
- ・ 制度実施前から車いすマークの駐車場を利用していた方において、制度実施後に、「駐車しやすくなった」が56%【2】
- ・ 協力施設管理者において、不適正駐車が、「かなり減った」「少し減った」が計47%【3】

#### (2) 限りある駐車場でのゆずりあいの意識の醸成

- ・ 介助者が運転する車両のうち、「乗降時のみ車いすマークの駐車場を利用」が計60%【2】

#### (3) 歩行困難者の社会参加を促進

- ・ 「利用証のおかげで車いすマークの駐車場に気兼ねなく駐車できるようになった」が62%【2】

#### (4) 県民への制度の浸透はまだ不十分

- ・ 車いすマークの駐車場への駐車車両のうち、利用証掲示は13%【1】
- ・ 利用証非掲示のうち、目視により歩行困難と思われる方の車両は65%【1】
- ・ 協力施設においても、「制度の認知度不足のため、広報に力を入れるべき」との意見が多い【3】

### 3 今後の取組

- (1) 本制度に対する市町からの意見の聴取
- (2) 制度の認知度向上に向けた広報
- (3) 新規協力施設の拡大に向けた働きかけ

### 4 参考(平成26年10月末日現在、全国31府県でパーキングパーミット制度を実施)

静岡県	利用証 交付数	車いす常時利用者用(赤)	その他の歩行困難者用(緑)	合計
		4,470枚	13,329枚	17,799枚
静岡県	協力 施設数	公の施設	民間施設	合計
		520施設	1,095施設	1,615施設